

【解説】法令資料の掲載について

杉本篤史

初めて『言語政策』誌にまとまった法令資料が掲載されることになった。本学会は周知の通り、様々な研究分野の人のびとが集う学際的なコミュニティであるが、特に、(社会)言語学および言語教育学を専門とする会員諸氏が多いと思われる。そのような分野の専門誌では、諸外国の法令の全文訳が掲載されることはあまりないと思われるので、法律学の立場から、このような法令資料の意義について、簡単に説明したいと思う。

実は、『言語政策』誌においても、法令の日本語訳が今まで全く存在しなかった訳ではない。過去の学会誌を見れば、我々はいくつかの国や地域の言語政策について、関連する条約や法令資料の一端を知ることができる。また、言語政策に関するまとまった著作においても、主要な国際条約や各国法令の全訳または抄訳が掲載されたものがいくつかある。言語研究会・編(1999)『ことばへの権利 言語権とはなにか』三元社や渋谷謙次郎・編(2005)『欧州諸国の言語法』三元社などは代表例といってよいだろう。

国際条約や外国法令の日本語訳は、実はそれほど簡単なことではない。例えば、ある国の法令を日本語訳しようとするれば、まずその国の全体的な法体系を把握し、その中での当該法令の位置づけを理解し、さらにはその国の言語における法令用語の意味を理解した上で、日本語における法令用語の意味や使い分けと対応させつつ(もちろん、対応訳語が存在しない場合の手当でも考える必要がある)訳出する必要があるからだ。例えば英語の *Standing* 一つをとっても、それを「原告適格」と訳すべきか否かは元の法令の内容や文脈に依存する。そのような法令用語の特殊性自体が言語政策上の検討課題でもあるのだが。

いずれにせよ、様々な言語で記述された法令について、その国や地域を専門とする研究者の知見に基づいた日本語訳を公開することは、学術的に極めて意義のあることだと思われる。国立国会図書館調査及び立法考査局・編『外国の立法：立法情報・翻訳・解説』国立国会図書館という専門誌があることからそれは明らかだろう。

以下に掲載される貞包和寛氏による「ポーランド国家語法」の全文訳は、その意味で学術的価値の高い資料であるといってよい。そして、今後も言語政策関連の諸外国法令資料の日本語訳の公開・収集事業は、先の『外国の立法』誌も含めて、この分野を扱う法律学系の専門雑誌等が誠に残念なことにはぼ見当たらない以上、本学会の学術研究からの社会

貢献活動として推進していくべきものと思われる。本資料の掲載意義について、読者諸氏と共有できれば幸いである。

(東京国際大学：言語法・言語権論)

資料

戦間期ポーランドにおける「国家語法」(1924年)全文訳

貞包和寛(訳・解説)

1. 本資料の説明

本資料は、戦間期ポーランド(第二共和国)で1924年に成立した法律「国家語ならびに政府・地方行政当局の公用語に関する1924年7月31日の法律」(番号:Dz. U. 1924 nr 73 poz. 724)の全文日本語訳である。以下、本資料ではこの法律を「国家語法」と称する。

翻訳に際し、ポーランドの行政用語や国家語法の具体的な措置などに関する解説を脚注に記している。これらの解説は、本号掲載の貞包(2022)の記述と重なる部分もあるが、本資料が独立の資料として読まれることを考え、重複を厭わず記すこととした。

2. 全文訳

ポーランド共和国憲法第44条¹⁾にもとづき、以下の内容を持つ法律を布告する。
国家語ならびに政府・地方行政当局の公用語に関する1924年7月31日の法律

第1条

ポーランド共和国の国家語はポーランド語である。

あらゆる政府行政当局と地方自治行政当局および行政役所は、以下の諸条に詳述する例外を除き、組織内業務においても対外業務においても、国家語によって職務を行う。

第2条

文民機関、第1階級・第2階級行政役所および地方自治当局とその諸部局は、その解決が自機関の職務に属する案件において、ルーシ(ルシン)²⁾、ベラルーシ、リトアニアの各少数民族に属するポーランド市民から母語での申請および口頭陳述も受理する³⁾。具体的には以下の場合を指す：ルヴフ県、タルノボル県、スタニスワフ県、ヴォウイン県、ポレシェ県の領域におけるルシン人からの申請；ポレシェ県、ノヴォグロデク県、ヴィルノ

県、ビャウイストク県グロドノ郡、同県ヴォウコヴィスク郡の領域におけるベラルーシ人からの申請；シフェンチャヌイ郡、ヴィルノ行政区旧トロキ郡内でリトアニア系が多数を占めるグミナ⁴⁾の領域におけるリトアニア人からの申請⁵⁾。

第 3 条

国家語ではない言語により提出された申請に対し、第 1 階級・第 2 階級行政当局および市行政当局、郡・県の各課と各部局は、以下のように回答する：ルヴフ県、タルノボル県、スタニスワヴフ県の領域においては 2 言語、すなわち国家語および申請がなされた言語で回答が行われる；その他、第 2 条で挙げられた領域においては、こうした場合の回答は国家語で行われ、当事者から要請がある場合は 2 言語、すなわち国家語および申請がなされた言語で回答が行われる。

国家行政の観点から郡とは別に位置づけられる市の当局が、類似の場合において、上に挙げる言語のうちいずれかを国家語とは別に使用する場合、その許容可能性については市議会が決定する⁶⁾。

農村グミナ⁷⁾の役所は、申請がなされた言語で回答する。

第 4 条

グミナ議会、市議会、郡議会、県議会の議事においては、国家語と並んで、所与の県の申請において許可されている言語を第 2 条と適合させつつ使用することができる。

国家行政の観点から郡とは別に位置づけられる市の市議会が、議事において、本法第 2 条に述べられる言語のうちいずれかを国家語と並んで使用する場合、その許容可能性については市議会が決定する。

グミナ議会、市議会、郡議会、県議会の議事録は、国家語と並んで、議会で使用が許される言語のうちいずれかで作成することができ、この場合は所与の自治体の決定にもとづく。

第 5 条

地方自治体当局の公示は、所与の自治体の決定にもとづき 2 言語で作成することができる。すなわち、先頭に置かれる国家語による文の傍らに、申請において使用が許可される言語による文が置かれる⁸⁾。

国家当局の公示は、所与のグミナにおける地方自治体当局の公示と同じ言語で作成される。

県条例および国家行政当局の公示で、県の官報として出版されるものは、県議会議事録が作成される言語が国家語と並ぶ形で、先頭に置かれる。意味合いに差異がある場合、国家語による文が正式とされる。

第6条

地方自治諸機関は、自治体の決定にもとづき、国家語だけではなく他の言語によって他の地方自治当局と連絡を取ることができるが、本法第2条において所与の言語の使用が許される範囲内に限られる⁹⁾。

第7条

第2条から第5条までの規定は、鉄道および郵便、電信、電話を管轄する当局と役所には適用されない¹⁰⁾。

ただし、利用者との口頭での意思疎通、とりわけ鉄道切符窓口および郵便局窓口においては、必要性和可能性にもとづき、その土地の非ポーランド住民の母語が許容されるべきである。

第8条

ポズナン県およびポモージェ県領域内の公的關係におけるドイツ語使用の権利は、別の法律で定められる。

第9条

本法の執行は閣僚評議会議長¹¹⁾ および関係大臣各位に委任される。

第10条

本法は1924年10月1日より効力を有する。同時に、ポーランド共和国の領域内で本法の規定に含まれる事柄を規定する既存の規定は効力を失う。ただし、以下の諸県は例外とする：シロンスク県、ポズナン県、ポモージェ県¹²⁾

ポーランド共和国大統領 スタニスワフ・ヴォイチェホフスキ¹³⁾
閣僚評議会議長代理 ズィグムント・ヒュブネル¹⁴⁾

注

- 1) ここに言う「ポーランド共和国憲法」とは、1921年3月17日に第二共和国で初めて成立した、通称「三月憲法」を指している（文書番号：Dz.U. 1921 nr 44 poz. 267）。三月憲法第44条は、新法成立における大統領と大臣の権能を定める条文である。
- 2) ポーランド語原文における「ルーシ（ルシン）」は「narodowość ruska (rusińska)」と表記されている。この用語は部分的に現在の「ウクライナ」に相当するものである。例えば Ogonowski (2000) などでは「ルーシ（ルシン）」を「ウクライナ」と同義に見なした上で、現在一般的な名称である「ウクライナ」が一貫して採用されている。しかし以下に述べる理由から、貞包 (2022) では、「ルシン」という用語を一貫して採用することとした：①「ルーシ」という語は、いわゆるキエフ大公国（キエフ・ルーシ）と混在される可能性がある。よって本研究の文脈では、「ルーシ」は使用しない方が望ましい；②「ルシン」が一義的に今日の「ウクライナ」を指すとは言えない。確かに、カルパティア山脈に土着の東スラヴ系の人々に対して「ルシン」という名称が伝統的に使用されてきた経緯がある。しかし戦間期の東欧において、政治的独立意識を強く掲げる一部のルシン人が「ウクライナ」という名称を使用し始めた。Kierski (1933: 519) の指摘に拠ると、1928年にポーランド下院内の「ウクライナ議員クラブ」が、公文書において「ルシン」という名称を使用しないよう申立を行っている。一方、自らを「ルシン人」と同定するポーランド市民らは、「ウクライナという語は地理的名称に過ぎない」として、抗議文を国に提出している。こうした経緯からも分かるように、「ルシン／ウクライナ」の二つの名称は、当時のルシン人の政治的独立意識や自己認識と強く結びついており、当事者の間ですら必ずしも同義的に使用されていなかった。以上より、「ルシン／ウクライナ」を自動的に同義のものとする Ogonowski (2000) などの立場は正確性に欠ける。
本資料では原文の表記を反映させるために、「ルーシ（ルシン）」と記しているが、貞包 (2022) では一貫して「ルシン」という表現を採用している。
- 3) 1924年9月24日に出された「国家語法施行にともなう閣僚評議会命令」（以下、「国家語法施行命令」と称する）第2項に拠ると、個人・法人のいずれも、国家語以外の言語で申請を行うことができ、少数者への帰属を証明する必要は原則的にはなかった。すなわち、実際の申請において申請者の出自は必ずしも精査されてはいなかったと考えられる。ただし、同施行命令第2項は続けて、申請者の少数者への帰属が疑われる事態が生じた場合、提出された申請の処理は疑念が解消されるまで保留されるよう定めている。
- 4) 「グミナ gmina」とは、ポーランドの基礎自治体の名称である。ポーランドの地方自治単位を小さい順から列举すると、「グミナ gmina < 郡 powiat < 県 województwo」となる。グミナを「市町村」とすると、ワルシャワ市やクラクフ市など、郡から独立した行政単位と混在するおそれがある。したがって本論文および本資料では一貫して「グミナ」としている。
- 5) 国家語法第2条で示される対象地域・都市の大多数は、現在ではウクライナ、ベラルーシ、リトアニアの領土に属しているが、国家語法が戦間期ポーランドで成立した事実に鑑み、地名はポーランド語の読みに従ってかな書きしている。以下、ポーランド語による都市名と現在の現地国における呼称の対応を以下に簡潔に記す：ルヴフ

Lwów → リヴィウ Львів (現ウクライナ) ; タルノボル Tarnopol → テルノーピリ
 Тернопіль (現ウクライナ) ; スタニスワフ Stanisławów → イヴァーノフフランキー
 ウシク Івано-Франківськ (現ウクライナ) ; ノヴォグロデク Nowogródek → ナヴァフ
 ルダク Навагрудак (現ベラルーシ) ; ヴィルノ Wilno → ヴィリニユス Vilnius (現リ
 トアニア) ; グロドノ Grodno → フロドナ Гродна (現ベラルーシ) ; ヴォウコヴィ
 スク Wołkowysk → ヴァウカヴィスク Ваўкавыск (現ベラルーシ)

- 6) 「郡とは別に位置づけられる市」とは、ワルシャワ市やクラクフ市など、郡の領域内にありながら郡とは別の行政単位を成していた自治体を指す。ただし、国家語法施行命令第 3 項に拠ると、こうした独自の決定を下すことができた市はルヴフ市およびヴィルノ市の二自治体に限られており、かつ、ルヴフ市議会はルシン語を、ヴィルノ市議会はベラルーシ語を国家語と併用する権利が保証されていたのみである。すなわち、使用言語に関する市議会の裁量はごく限定的なものであった。
- 7) 第二共和国の基礎自治体であるグミナはさらに、その規模に応じて「都市グミナ *gmina miejska*」と「農村グミナ *gmina wiejska*」とに分けられていた (Bartoszewicz 1923: 219-220)。なお、国家語法第 2 条に言う「ヴィルノ行政区旧トロキ郡内でリトアニア系が多数を占めるグミナ」が具体的にいずれの自治体を指すか、国家語法本文には記されていない。しかし国家語法施行命令第 2 項に拠ると、この規定に該当するグミナはヴィルノ・トロキ郡 *powiat wileńsko-trocki* 内のオルキェニキ *Olkieniki* であると定められている。
- 8) 実際に、第二共和国で 1931 年に行われた 2 度目の国勢調査に先立って、以下の五つの公示が作成された：①ポーランド語のみ；②ポーランド語・ルシン語併記；③ポーランド語・ベラルーシ語併記；④ポーランド語・リトアニア語併記；⑤ポーランド語・ドイツ語併記。これら五つの公示は、1931 年国勢調査の質問表および回答手引にまとめられている (GUS 1932: 51-59)。
- 9) 国家語法施行命令第 5 項に拠ると、国家語以外の言語で他自治体に送付された公的書類について、同じ言語で (すなわち、国家語以外の言語で) 返信を要求することはできないとされている。
- 10) 国家語法第 7 条第 1 段落と同様の規定は、国家語法施行命令第 1 項および第 6 項にも見ることができる。ただし、使用可能な言語と自治体の組み合わせは、国家語法施行命令第 6 項によって限定されていた。例えばルヴフ県内の郵便窓口では、利用者と職員がルシン語で意思疎通を行うことが許されていた。しかし、同様のケースにおいてベラルーシ語やリトアニア語、ユダヤ人の言語 (イディッシュ語、ヘブライ語) の使用は、少なくとも法的には認められていない。
- 11) 「閣僚評議会議長 *Prezes Rady Ministrów*」とは、日本の内閣総理大臣に相当する役職である。国家語法が成立した 1924 年 7 月 31 日時点において、ヴワディスワフ・グラプスキ *Władysław Grabski* (1874-1938) がこの職にあった。グラプスキ内閣は 1923 年 12 月 19 日から 1925 年 11 月 14 日まで存在し、国家語法はじめ東部地域に関する一連の法律 (いわゆる「クレスィ諸法 *ustawy kresowe*」) の制定、ポーランド中央銀行 *Narodowy Bank Polski* の設立、金融制度改革などを実行した。財務・金融分野におけるグラプスキの功績については、ポーランド中央銀行のオンライン記事 (*Narodowy Bank Polski* 2021) に詳しい。

- 12) ここに挙げられる 3 県(シロンスク県 *województwo śląskie*、ポズナン県 *województwo poznańskie*、ポモージェ県 *województwo pomorskie*) は、三国分割の時代にはプロイセンおよびドイツ帝国の領土に属しており、ドイツ語話者が比較的多い自治体であった。
- 13) スタニスワフ・ヴォイチェホフスキ *Stanisław Wojciechowski* (1869-1953) は、第二共和国第 2 代大統領。1922 年 12 月 22 日に大統領職に就任したが、権威主義的体制を目指すユゼフ・ピウスツキ *Józef Piłsudski* (1867-1935) が主導したクーデター「五月革命」により、1926 年に大統領職を追われた。
- 14) ズィグムント・ヒュブネル *Zygmunt Hübner* (1879-1966) は、国家語法制定を主導したグラプスキ内閣の内務大臣である。ここでヒュブネルがグラプスキの代理として署名した理由については不明である。

参考資料

Bartoszewicz, Joachim (1923) *Podręczny słownik polityczny*. Warszawa: Księgarnia Perzyński, Niklewicz i S-ka.

Kierski, Kazimierz (1933) *Ochrona praw mniejszości w Polsce*. Poznań: Nakładem autora.

Ogonowski, Jerzy (2000) *Uprawnienia językowe mniejszości językowych w Rzeczypospolitej Polskiej 1918–1939*. Warszawa: Wydawnictwo Sejmowe.

国家語法 — Ustawa z dnia 31 lipca 1924 r. o języku państwowym i języku urzędowania rządowych i samorządowych władz administracyjnych (Dz.U. 1924 nr 73 poz. 724).

国家語法施行命令 — Rozporządzenie wykonawcze Rady Ministrów z dnia 24 września 1924 r. do ustawy z dnia 31 lipca 1924 r. o języku państwowym i języku urzędowania rządowych i samorządowych władz administracyjnych (Dz. U. 1924 nr 85 poz. 820).

三月憲法 — Ustawa z dnia 17 marca 1921 r. – Konstytucja Rzeczypospolitej Polskiej (Dz. U. 1921 nr 44 poz. 267).

インターネットからの資料

Narodowy Bank Polski (2021) 2004 – Władysław Grabski's Year.

https://www.nbp.pl/homen.aspx?f=en/varia/Grabski_Year.htm (Accessed: 2021/12/10)